

平成 27 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 コムシード株式会社 代表 者名 代表取締役社長 羽成 正己 コード番号 3739 ・ 名証 セントレックス 問合 せ 先 執行役員 経営管理部長 小倉 誠 (TEL:03-5289-3114)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年6月24日開催の平成27年3月期定時株主総会(以下、同株主総会)に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

## 1. 定款変更の理由

(1) 定款第6条(発行可能株式総数)の変更

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の18,000,000株から20,000,000株に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条(取締役の責任免除)第2項及び第38条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数	第6条 当会社の発行可能株式総数
は、 <u>18,000,000</u> 株とする。	は、 <u>20,000,000</u> 株とする。
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第28条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
2 当会社は、社外取締役との間で、当	2 当会社は、取締役(業務執行取締役
該社外取締役の会社法第423条第1項の	<u>等であるものを除く。)</u> との間で、当
責任につき、善意でかつ重大な過失が	該取締役の会社法第423条第1項の責任



ないときは、法令が定める額を限度と して責任を負担する契約を締結するこ とができる につき、善意でかつ重大な過失がない ときは、法令が定める額を限度として 責任を負担する契約を締結することが できる。

(監査役の責任免除)

第38条 (条文省略)

2 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の 責任につき、善意でかつ重大な過失が ないときは、法令が定める額を限度と して責任を負担する契約を締結するこ とができる。 (監査役の責任免除) 第38条 (現行どおり)

る。

2 当会社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監</u> <u>査役</u>の会社法第423条第1項の責任につ き、善意でかつ重大な過失がないとき は、法令が定める額を限度として責任 を負担する契約を締結することができ

3. 定款の効力発生日 平成27年6月24日

以 上